

議案第 69 号

市営住宅松尾団地駐車場の設置、管理及び使用に関する条例の一部改正について

市営住宅松尾団地駐車場の設置、管理及び使用に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和8年6月4日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

市営住宅松尾団地駐車場の設置、管理及び使用に関する条例の一部を改正する条例
市営住宅松尾団地駐車場の設置、管理及び使用に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 207 号）の一部を次のように改正する。

題名中「市営住宅松尾団地」を「市営住宅」に改める。

第 1 条中「市営住宅松尾団地」を「市営住宅（伊賀市営住宅管理条例（平成 16 年伊賀市条例第 206 号）に定義する市営住宅をいう。以下同じ。）」に改める。

第 2 条の表に次のように加える。

市営住宅河合団地駐車場	伊賀市田中 48 番地 2 及び 49 番地 1
-------------	--------------------------

第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項中「前条に規定する使用者資格のある者で」を削り、「する者」の次に「（当該駐車場のある市営住宅に入居している者又は入居の決定を受けた者に限る。以下「使用者」という。）」を加え、同条第 2 項を削り、同条を第 3 条とする。

第 5 条第 2 項中「返還した日」を「、返還した日」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 新たに駐車場の使用を開始した場合又は駐車場を返還した場合においてその月の使用期間が 1 月に満たないときは、その月の当該駐車場の使用料は、日割計算による。

第 5 条を第 4 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(使用料の減免又は徴収猶予)

第5条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合において、必要と認める者に対して市長が定めるところにより使用料を減免し、又は徴収を猶予することができる。

- (1) 使用者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 使用者が著しい疾病にかかったとき。
- (3) 使用者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) 前3号に準ずる特別の事情があるとき。

第8条中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる」に改める。

第9条中「取り消し、又はその明渡しを命ずる」を「取り消す」に改め、同条第6号を次のように改める。

- (6) 市営住宅に入居しなくなったとき。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。